

起業しない人も知っておきたい

所得税の話

3 級ファイナンシャル・プランニング技能士
(同)Team IshiHara 代表

菅原 政行

agenda

- 今日カバーする範囲について
- 収入と所得
- 代表的な控除の考え方と、「103 万円の壁」
- 確定申告と源泉徴収の仕組み
- 確定申告書を作る
- 困った時は税理士に相談しよう

今日カバーする範囲について

- **所得税**の話をしてします
 - 最近流行りのインボイス制度は消費税の話なので、対象外です
- 学生向けの話をします
 - 不動産投資の話はありません
 - 配偶者・被扶養者がいる場合の話はありません
- 私は税理士でないので、法律上 個別事例の話はできません
 - 自分の場合はどうなるの？と思ったら、**税理士に相談しましょう**
- 文字が多いです。ごめんなさい。

収入と所得

収入と所得

収入と所得は違います。

基本的な考え方はこんな感じ。

$$\text{所得} = \text{収入} - \text{収入を得るためにかかったお金（経費）}$$

どこまでが「収入を得るためにかかったお金」にできるか？には色々な考え方があり、最終的には法律をもとに税務署が判断することになります。

所得の種類

まずは、次の2種類の所得を覚えておきましょう。

給与所得 - 会社から給料をもらった時

事業所得 - 自営業や副業で稼いだ時

他にも、

不動産所得 - 家賃や不動産投資

配当所得 - 株や投資信託

一時所得 - ギャンブルや賞金など

などなどがあります。

所得税額の決め方

所得税の金額は、次のように決まります。

$$\text{課税所得} = \text{所得} - \text{所得控除}$$

$$\text{支払う税額} = \text{課税所得} \times \text{税率} - \text{税額控除}$$

税率は、課税所得の金額によって決まります（累進課税）。

控除（こうじょ）は、課税所得を減らす所得控除と、税額を直接減らす税額控除に大きく分かれます。

代表的な控除の考え方と 「103万円の壁」

基礎控除

誰でも使える所得控除です。

納税者本人の合計所得金額が 2,400 万円以下の場合、合計所得金額から 48 万円が控除されます。

給与所得控除

給与所得に使える控除です。

給与が 55 万 1 千円未満の場合は全額が、

55 万 1 千円以上 161 万 9 千円未満の場合は 55 万円が控除されます。

103 万円の壁の正体

A さんがアルバイトで年間 103 万円を稼いだとしましょう。
基礎控除と給与所得控除が適用されます。

さて、A さんの課税所得はいくらになりますか？

103 万円の壁の正体

A さんがアルバイトで年間 103 万円を稼いだとしましょう。
基礎控除と給与所得控除が適用されます。

給与所得控除	55 万円
基礎控除	48 万円
合計	103 万円

この場合は、課税所得が $103 \text{ 万円} - 103 \text{ 万円} = 0 \text{ 円}$ になるので、
所得税額は 0 円になります。

勤労学生控除

納税者が学生で、次の条件を満たす場合、給与所得に対して使える控除です。

- 合計所得金額が 75 万円以下
 - 給与所得だけの場合は、給与所得控除 55 万円分を使って、給与所得が 130 万円以下という条件になります
- 給与所得以外の所得が 10 万円以下

控除額は一律 27 万円です。

その他の控除

- 生命保険料控除・社会保険料控除
 - 生命保険・社会保険を支払うと使えます。
- 寄附金控除
 - NPO に寄付をしたり、ふるさと納税をしたりすると使えます。
- 医療費控除
 - 通院などの医療費が一定の金額を超えると使えます。
- 雑損控除
 - 災害や盗難などで被害を受けた場合に使えます。

ここまでのまとめ

$$\text{所得} = \text{収入} - \text{経費}$$

$$\text{課税所得} = \text{所得} - \text{所得控除}$$

$$\text{所得税額} = \text{課税所得} \times \text{税率} - \text{税額控除}$$

- 給与所得と事業所得
- 基礎控除、給与所得控除、勤労学生控除

確定申告と源泉徴収の仕組み

年収 700 万円の会社員の人がいるとして、
所得税額を計算してみましょう。

源泉徴収

年収 700 万円の会社員の人がいるとして、
所得税額を計算してみましょう。

給与所得	700 万円	
給与所得控除	180 万円	$770 \text{ 万} \times 10\% + 110 \text{ 万}$
基礎控除	48 万円	
課税所得	472 万円	$700 \text{ 万} - 180 \text{ 万} - 48 \text{ 万}$
所得税額	94 万円	$472 \text{ 万} \times 20\%$

源泉徴収

いくら年収 700 万円だったとしても、
年明けにいきなり 94 万円の所得税を支払うのは大変ですよ。

そこで、給与所得の場合は 会社が一年間の所得税を概算して
毎月の給与から天引きする仕組みがあります。

この場合は、毎月の給与から 7 万 8300 円くらい引かれます。

ところが、この金額は概算なので、実際の額とズレることがあります。

年末調整

源泉徴収のズレを解消して、会社側で所得税を精算してもらえるのが年末調整です。

次の条件に当てはまる人が対象です。

- 給与所得がある
- 年収 2,000 万円以下
- 12 月末の時点でその会社に所属している

年末調整をしてもらわなかった場合は、自力で確定申告することで精算を行います。

確定申告ってなに？

所得を税務署に**申告**することで、所得税額を**確定**させることです。

所得税以外の申告もあります。消費税や相続税などが代表的です。

実は、税務署は国民全員の所得を把握してはおりません。

自分で所得がいくらになったかを申告することで、所得税の支払いが行われています。（申告納税方式）

申告をしなかったり、嘘の内容を申告したりすると、後から調査される仕組みです。

確定申告やってないけど大丈夫？

確定申告をしなくてもいい場合があります。

- そもそも所得がない場合
- 計算の結果所得税が0円になる場合
- 所得が給与所得のみで、年末調整で所得税を支払う場合

など。

国税庁サイト [確定申告が必要な方](#) 参照。



確定申告が必要な場合（抜粋）

- 課税所得が 0 円にならない場合
- 給与で年収 2,000 万円を超える場合
- 給与所得と退職所得以外の所得が年間 20 万円以上ある場合
- 医療費控除、寄附金控除、雑損控除を使う場合

複数のバイトを掛け持ちしている人や、年の途中でバイト先を変えた場合は、年末調整を受けていない可能性があります。

バイト先が年末調整をしてくれないこともあります。要確認！

確定申告が必要でしょうか？

- アルバイト（A社）で85万円稼いだ
- A社で年末調整をしてもらった
- 株式の配当が2,000円

ヒント：株式の配当は **配当所得** になり、年末調整の対象外です。



確定申告が必要でしょうか？

- アルバイト（A社）で85万円稼いだ
- バイト先で年末調整をしてもらった
- 株式の配当が2,000円

→ **確定申告は必要ありません**

- 配当所得が20万円を超える場合は申告が必要です。
- 株式を買うときに「特定口座」を選択し、源泉徴収してもらうことで、申告不要にすることもできます。上記のような場合なら、申告することで源泉徴収されていた所得税を取り戻せます。

確定申告が必要でしょうか？

- アルバイト（A社）で65万円稼いだ
- 年の途中でA社を辞めた
- 掛け持ちでB社でもアルバイトをしており、20万円稼いだ
- B社で年末調整をしてもらった

確定申告が必要でしょうか？

- アルバイト（A社）で65万円稼いだ
- 年の途中でA社を辞めた
- 掛け持ちでB社でもアルバイトをしており、20万円稼いだ
- B社で年末調整をしてもらった

→ **確定申告は必要ありません**

掛け持ちの場合、A社分の所得は年末調整されていません。申告することで、源泉徴収された所得税を取り戻せます。

確定申告が必要でしょうか？

- 個人事業で 75 万円稼ぎ、25 万円を経費に計上した
- コンテスト C に入賞して、賞金 30 万円をもらった
- アルバイト (D 社) で 20 万円稼いだ

A. 確定申告が必要でしょうか？

B. 課税所得はいくらでしょうか？

ヒント：

賞金は **一時所得** になり、最大 50 万円の控除があります。

勤労学生控除が使えないことに注意が必要です。

確定申告が必要でしょうか？

- 個人事業で 75 万円稼ぎ、25 万円を経費に計上した
- コンテスト C に入賞して、賞金 30 万円をもらった
- アルバイト (D 社) で 20 万円稼いだ

→ **確定申告が必要です。課税所得は 2 万円です。**

事業所得が 50 万円となり、給与所得・退職所得以外の所得が 20 万円を超えるので確定申告が必要です。

給与所得は 0 円、一時所得も 0 円なので、事業所得から基礎控除の 48 万円を差し引き、課税所得は 2 万円となります。

ここまでのまとめ

- 所得税は申告納税方式
- 給与所得者は源泉徴収と年末調整で所得税が支払われる
- 年末調整を受けているかどうか確認する方法
- 確定申告が必要かどうか確認する方法
- **確定申告すればお金が返ってくる場合は、確定申告しなくてもよい**
 - 確定申告が必要かどうかは教えてくれますが、やったほうがいいのかどうかは計算する必要あり！

確定申告書を作る

確定申告のやり方

2月16日から3月15日までの間に、前の年1月1日から12月31日までの所得について、「確定申告書」を税務署に提出します。

提出方法は、次の3つがあります。

- 持参
- 郵送
- オンライン（e-Tax）

確定申告を忘れていたとき

1. 払い過ぎていた税金を取り戻す申告 **還付申告** の場合

1月1日を起点として5年前までさかのぼって申告できます。
2017年内の所得は、2022年12月31日までに申告が必要です。

2. 所得税を支払う申告の場合

できるだけ早く申告してください。

「期限後申告」となり、無申告加算税・延滞税が加算されます。

申告方法

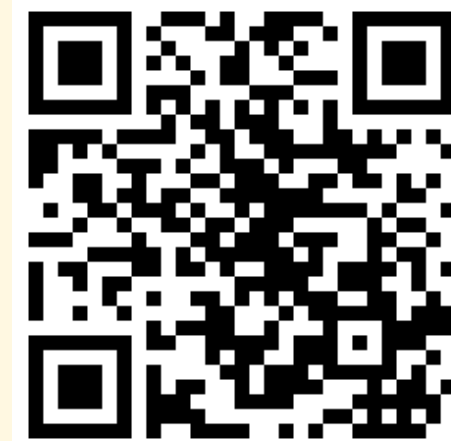
確定申告には、「青色」と「白色」の2種類の申告方法があります。
事業所得・不動産所得・山林所得のある人が、青色申告の対象です。

- 事前に青色申告することを届け出る
- 複式簿記で帳簿をつける
- 損失を三年間繰り越せる
- 青色申告特別控除(最大 65 万円)を受けられる
- 減価償却の特例を受けられる

確定申告書の作り方

国税庁の [確定申告書等作成コーナー](#) が便利です。

源泉徴収票を使って、給与所得を入力してみましょう。



困った時は税理士に相談を！

今日のようなことが面倒だと思ったら、税理士に相談しましょう。

法律上、税理士資格がない人は、個人の税務相談に乗ったり、他人に代わって確定申告をすることはできません。

今日のまとめ

- もらったお金がどの所得になるか調べられる
- 基礎控除、給与所得控除、勤労学生控除、etc. がピンとくる
- いくら源泉徴収されているかわかる
- 年末調整されているかどうかわかる
- 確定申告した方がいいかどうか判断できる
- 確定申告書が作れる